議案第27号

大網白里市排水機場の設置及び管理に関する条例の制定について 大網白里市排水機場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。 令和3年2月18日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市排水機場の設置及び管理に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第 1項の規定により、大網白里市排水機場(以下「排水機場」という。)の設置 及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 市は、降雨等による農地の湛水被害を防ぐため、排水機場を設置する。 (名称及び位置)
- 第3条 排水機場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大網白里市福岡排水機場	大網白里市九十根265番地
大網白里市堀川排水機場	大網白里市四天木乙2,574番地90

(管理者の設置)

第4条 排水機場の管理者は、市長とする。

(管理)

- 第5条 市長は、次の各号に掲げる事項について、管理を行う。
 - (1) 排水機場の操作に関すること。
 - (2) 排水機場の点検及び整備に関すること。
 - (3) その他排水機場の管理に関し必要な事項に関すること。

(管理の委託)

第6条 市長は、排水機場の管理を円滑に行うため、その管理の全部又は一部 を委託することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。